

第120回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月25日（火曜日）
午前10時

会場 グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

議案 取締役12名選任の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

詳細は5頁および6頁をご覧ください。

議決権行使期限

**2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで**

目次

ごあいさつ	1
定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	23
連結計算書類等	50

野村ホールディングス株式会社

証券コード 8604

ごあいさつ

パーパス

金融資本市場の力で、 世界と共に挑戦し、 豊かな社会を実現する

野村ホールディングス株式会社

取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO

奥田 健太郎



株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今期は、米国大手地銀の破綻や米国の債務上限問題で始まり、各国中央銀行の金融政策引き締めや原油価格の上昇もあり、不透明な環境が続きました。下半期に入り、米国でインフレ鈍化が確認され、過去2年間、急ピッチで進んだ利上げもようやく一服し始めました。2024年に入り、市場参加者の取引も活発となり、総じて良好な事業環境であったといえます。日本では、脱デフレの動きや日銀の金融政策変更に対する思惑、日本企業の収益性を高める構造改革など、日本市場への関心が急速に高まりました。日経平均株価が高値を更新し、2024年の新NISAをきっかけに、「貯蓄から資産形成への流れ」がいよいよ本格的に進展しています。

このような環境の下、当社は「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を掲げ、お客様一人ひとりにカスタマイズされたサービス、ソリューション提供を推進するとともに、新たなアセットクラスの提供等に取り組んでまいりました。

これを受けて、当期の収益合計（金融費用控除後）は、1兆5,620億円、税前利益は2,739億円、当期純利益は1,659億円と増収増益となりました。配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2024年3月末を基準日とする配当金を1株につき15円、中間配当とあわせて年間の配当金としては1株につき23円とさせていただきます。

本年4月に新たなパーパス、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」を策定いたしました。今後ますます変化の激しい時代となっていくことが予想されるなか、金融に期待される役割、金融が果たすべき役割も極めて大きくなってきます。多くの挑戦をサポートすることと同時に、自らも絶えず新しいことへの挑戦を続けることで、付加価値の高いソリューションの提供を目指してまいります。

当社の企業価値向上と社会全体の持続可能な成長は、同じ道の上にあると考えています。株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーの皆様からの信頼とご期待にお応えすべく、企業価値の向上、パーパスの実現に向けてグループ一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年5月

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「定時株主総会招集ご通知」および「電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（会社名）「野村ホールディングス」または証券コード「8604」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / P R 情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前の議決権行使をお願いしております。株主総会参考書類をご検討いただき、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に賛否をご表示いただき、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、電磁的方法（インターネット等）を通じてご行使くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」 ※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承ください。
3 株主総会の目的事項 報 告 事 項 決 議 事 項	1. 第120期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第120期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 議案 取締役12名選任の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効といたします。 (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とあわせてご提出ください。

以上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象のうちの一部であります。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を、2頁の当社および東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



(1)事前の質問受付

上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載をいたします。こちらは、株主の皆様専用のコンテンツとなっております。以下のIDとパスワードをご入力の上、株主様専用ページにアクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2024年5月31日（金）から2024年6月21日（金）までの間、実施いたします。

また、代表的なご質問への回答は、2024年6月27日（木）から2024年7月31日（水）までの間、掲載いたします。

(ID: パスワード:) (半角英数字)

(2)事後の動画配信

上記の当社ウェブサイトにて、株主総会当日に放映する事業報告の内容を、2024年6月27日（木）から2024年12月2日（月）までの間、配信いたします。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書		議決権行使書 ○○○○○○○○	
株主総会日		議決権の数	
_____		XX 倍	
_____		_____	
XX × × × 年 × × 月 × × 日		_____	

議決権行使書 ○○○○○○○○		議決権行使書 ○○○○○○○○	
株主総会日		議決権の数	
_____		XX 倍	
_____		_____	
XX × × × 年 × × 月 × × 日		_____	

議決権行使書 ○○○○○○○○		議決権行使書 ○○○○○○○○	
株主総会日		議決権の数	
_____		XX 倍	
_____		_____	
XX × × × 年 × × 月 × × 日		_____	

※議決権行使書用紙はイメージです。

議案に対する賛否	
賛	下の候補者を除く
否	

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案	
● 全員賛成の場合	≫ 「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫ 「否」の欄に○印
● 一部の候補者に 反対する場合	≫ 「賛」の欄に○印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者1名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者12名（女性3名）のうち、社外取締役候補者は8名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および中島豊の2名となります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名		担 当	取締役会への出席状況 (2024年3月期)
1	永井 浩二 (ながい こうじ)	重 任 非業務執行取締役	取締役会長 指名委員 報酬委員	100% (11回/11回)
2	奥田 健太郎 (おくだ けんたろう)	重 任 執行役兼務	代表執行役社長 グループCEO	100% (11回/11回)
3	中島 豊 (なかじま ゆたか)	重 任 執行役兼務	代表執行役副社長	100% (9回/9回) ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
4	小川 祥司 (おがわ しょうじ)	重 任 非業務執行取締役	監査委員(常勤) リスク委員	100% (11回/11回)
5	Laura Simone Unger (ローラ・アンガー)	重 任 社外取締役・独立役員	リスク委員(委員長)	100% (11回/11回)
6	Victor Chu (ビクター・チュー)	重 任 社外取締役・独立役員	監査委員 リスク委員(6月退任予定)	100% (11回/11回)
7	J. Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ)	重 任 社外取締役・独立役員	リスク委員	100% (11回/11回)
8	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	重 任 社外取締役・独立役員	リスク委員	100% (11回/11回)
9	高原 豪久 (たかはら たかひさ)	重 任 社外取締役・独立役員	指名委員 報酬委員	100% (11回/11回)
10	石黒 美幸 (いしぐろ みゆき)	重 任 社外取締役・独立役員	リスク委員	100% (9回/9回) ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
11	石塚 雅博 (いしづか まさひろ)	重 任 社外取締役・独立役員	監査委員(委員長(予定))	100% (9回/9回) ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
12	大島 卓 (おおしま たく)	新 任 社外取締役・独立役員	指名委員(委員長)(予定) 報酬委員(委員長)(予定)	(新任)

指名委員会



7回

2024年3月期

監査委員会


(委員長)


(常勤)

13回

2024年3月期

報酬委員会



11回

2024年3月期

リスク委員会


(委員長)



5回

2024年3月期

 : 社外取締役

 : 社内取締役
(非業務執行取締役)

経営	グローバル	金融業	会計財務	法制度・規制	内部統制 (リスク管理含む)	デジタル・IT・DX	サステナビリティ
●	●	●					●
●	●	●					●
●	●	●			●		
	●	●			●		
	●	●		●	●		
●	●	●		●	●		●
●	●	●		●	●	●	
	●	●		●	●	●	
●	●						●
				●	●		
			●		●		
●	●						●

1 永井 浩二

ながい こうじ

非業務執行取締役

重 任

取締役会長 指名委員 報酬委員

生年月日：

1959年 1月25日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

11回／11回

指名委員会への出席状況：

7回／7回

所有する当社株式数：

普通株式 492,942株



略 歴

1981年 4 月 当社入社
2003年 4 月 野村證券(株)取締役
2003年 6 月 同社執行役
2007年 4 月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年 4 月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年 4 月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年 8 月 当社代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年 6 月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年 4 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)取締役会長）
2020年 4 月 当社取締役会長（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。

野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

2

奥田 健太郎

おくだ けんたろう

執行役兼務

重 任

代表執行役社長 グループCEO

生年月日：

1963年11月7日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 359,747株



略 歴

1987年 4 月 当社入社
 2010年 4 月 野村證券(株)執行役員
 2012年 4 月 同社常務（執行役員）
 2012年 8 月 当社常務（執行役員）（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
 2013年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
 2015年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
 2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
 2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
 2018年 4 月 当社執行役グループCo-COO（兼 野村證券(株)取締役兼執行役副社長）
 2019年 4 月 当社執行役副社長グループCo-COO
 2020年 4 月 当社代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
 2020年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
 2021年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役副社長グループCo-COO、野村證券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOおよび野村證券(株)代表取締役社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役にによって構成されております。執行のトップが取締役に兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

3 中島 豊

なかじま ゆたか

執行役兼務

重 任

代表執行役副社長

生年月日：

1965年8月2日生

取締役会への出席状況：

9回／9回(就任後の開催回数)

所有する当社株式数：

普通株式 652,919株



略 歴

1988年 4 月 当社入社
2011年 4 月 野村證券(株)執行役員
2015年 5 月 当社執行役員
2016年 4 月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)常務 (執行役員))
2017年 4 月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)執行役兼常務 (執行役員))
2018年 4 月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)執行役兼専務 (執行役員))
2019年 4 月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)取締役兼専務 (執行役員))
2021年 4 月 当社執行役員 (兼 野村證券(株)代表取締役副社長)
2023年 4 月 当社代表執行役副社長 (兼 野村證券(株)代表取締役副社長)
2023年 6 月 当社取締役兼代表執行役副社長 (兼 野村證券(株)代表取締役副社長) (現任)

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役員 グローバル・マーケットズ ヘッド、野村證券(株)代表取締役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役副社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役に兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

4

小川 祥司

おがわ しょうじ

非業務執行取締役

重 任



監査委員（常勤） リスク委員

生年月日：

1964年8月9日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

監査委員会への出席状況：

13回／13回

所有する当社株式数：

普通株式 48,429株

略 歴

1987年 4 月 当社入社
 2007年 4 月 野村証券(株)IB企画部長
 2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
 2009年 7 月 同社キャピタル・マーケット部長
 2012年 4 月 同社IB企画部長
 2013年 7 月 当社グループ監査業務室長（兼 野村証券(株)監査業務室長）
 2016年 8 月 当社取締役会室長（兼 野村証券(株)取締役会室長）
 2017年 4 月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
 （兼 野村証券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当）
 2021年 4 月 当社顧問
 2021年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

野村アジアパシフィック・ホールディングス(株)監査役
 Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
 Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長、取締役会室長、執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当等を歴任し、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。
 同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員およびリスク委員を務める予定です。監査委員に野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～12）】

社外取締役候補者8名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループ（*1）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

①当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

A) 当社の業務執行者（*2）が役員に就任している会社の業務執行者

B) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者

C) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

②野村グループの主要な借入先（*3）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者

③野村グループの主要な取引先（*4）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）

④野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者

⑤一定額を超える寄付金（*5）を当社より受領している団体の業務執行者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

①野村グループの業務執行者

②上記（1）①～⑤に掲げる者（*6）

（注）

*1 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

*2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

*6 （1）① C)に掲げる事項は、本人が監査委員ではなく、かつ、当社の会計監査人において当該関係が会計監査人としての独立性に影響がないと判断している場合には適用しない。

以上

5

Laura Simone Unger

ローラ・アンガー

社外取締役・独立役員

重 任



リスク委員（委員長）

生年月日：

1961年1月8日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

(1,000ADR(*))

在任年数：

6年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

略 歴

1988年 1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC) エンフォースメント・アトニー
 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs カウンセル
 1997年11月 SEC 委員
 2001年 2月 同 委員長代行
 2002年 7月 CNBC レギュラトリー・エキスパート
 2003年 5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
 2004年 8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
 2010年 1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
 2018年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター
 Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
 Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター
 Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、米国証券取引委員会（SEC）の委員および委員長代行を歴任される等、金融関連の法制度・規制に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員（委員長）を務める予定です。

(*) 米国預託証券

6 Victor Chu

ビクター・チュー

社外取締役・独立役員

重 任

監査委員 リスク委員

(6月退任予定)

生年月日：

1957年6月20日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

リスク委員会への出席状況：

3回／5回

在任年数：

3年

監査委員会への出席状況：

11回／13回

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

- 1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター
- 1988年 1 月 First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO (現任)
- 1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンスルメンバー
- 1992年 6 月 Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・メンバー
- 2003年 8 月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー
- 2018年 4 月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

- First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO
- University College London チェア・オブ・カウンスル
- International Business Council of the World Economic Forum 共同議長
- Airbus SE インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、国際的な投資会社であるファースト・イースタン・インベストメント・グループ（第一東方投資集団）を創業し、長年にわたりチェアマン兼CEOを務められているほか、香港証券取引所や香港証券先物委員会にて要職を歴任されております。同氏は、企業経営および金融業についての豊富な経験ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

7

J. Christopher Giancarlo

社外取締役・独立役員

重 任

クリストファー・ジャンカルロ



リスク委員

生年月日：

1959年5月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 0株

在任年数：

3年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

略 歴

1984年 9月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトニー
 1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー
 1992年 1月 Giancarlo & Gleiberman アトニー兼ファウンディング・パートナー
 1997年 9月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトニー兼（エクイティ）パートナー
 2000年 4月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセラー
 2001年 4月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
 2014年 6月 U.S. Commodity Futures Trading Commission (CFTC) コミッショナー
 2017年 1月 同 チェアマン
 2019年10月 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター
 2020年 1月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセラー（現任）
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセラー
 Digital Dollar Project チェア・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクター
 Digital Asset Holdings, LLC インディペンデント・ディレクター
 Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
 Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、米国の証券仲介会社であるGFIグループのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントや米国商品先物取引委員会（CFTC）の委員長を歴任される等、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

8

Patricia Mosser

社外取締役・独立役員

重 任

パトリシア・モッサー

リスク委員

生年月日：

1956年2月14日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

(100ADR(*))

在任年数：

3年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回



略 歴

- 1986年 7 月 Columbia University, Economics Department アシスタント・プロフェッサー
1991年 1 月 Federal Reserve Bank of New York (FRBNY) エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント
2006年11月 同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP)
Central Banks, Bank for International Settlements メンバー
2007年 1 月 American Economic Association's Committee on the Status of Women in the Economics Profession
ボード・メンバー
2007年 6 月 Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー
2009年 1 月 Federal Open Market Committee (FOMC)
アクティング・システミック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー
2013年10月 Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury Department デピュティ・ディレクター
2013年10月 Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Council (FSOC) メンバー
2015年 6 月 Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、
Central Banking and Financial Policy ディレクター (現任)
2021年 6 月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA)

- ・シニア・リサーチ・スカラー
- ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター
- ・Central Banking and Financial Policy ディレクター

Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、コロンビア大学国際公共政策大学院 (SIPA) のシニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター等を現任されているほか、米国財務省金融調査局 (OFR) 米国債部門のデピュティ・ディレクターやニューヨーク連邦準備銀行 (FRBNY) のシニア・ヴァイス・プレジデントを歴任される等、長年のエコノミストおよびセントラル・バンカーとしての経験を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

(*) 米国預託証券

9 高原 豪久

たかはら たかひさ

社外取締役・独立役員

重 任

指名委員 報酬委員

生年月日：

1961年7月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

11回／11回

在任年数：

3年

指名委員会への出席状況：

7回／7回

所有する当社株式数：

普通株式 881株



略 歴

1986年 4月 (株)三和銀行（現、(株)三菱UFJ銀行）入行
1991年 4月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年 6月 同社取締役
1996年 4月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年 6月 同社常務取締役
1998年 4月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年 6月 同社代表取締役社長
2004年 6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
2021年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
住友商事(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、企業経営についての豊富な経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

10 石黒 美幸

いしぐろ みゆき

社外取締役・独立役員

重 任



リスク委員

生年月日：	取締役会への出席状況：	所有する当社株式数：
1964年10月26日生	9回／9回(就任後の開催回数)	普通株式 0株
在任年数：	リスク委員会への出席状況：	
1年	5回／5回	

略 歴

1991年 4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所
1999年 1月 同法律事務所パートナー
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現任）
2004年10月 Columbia Law School 客員教授
2015年 5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長
2016年 2月 総務省電波監理審議会 委員
2016年 4月 一橋大学経営協議会 委員
2018年 4月 東京弁護士会 副会長
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2024年 4月 IPBA 会長（現任）

重要な兼職状況

長島・大野・常松法律事務所パートナー
レーザーテック(株)社外監査役
(株)ベネッセホールディングス社外監査役
Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 会長

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナーや国際的な法曹団体である環太平洋法曹協会（IPBA）会長を現任される等、長年の弁護士としての経験からファイナンスやキャピタルマーケット等に関する法制度・規制に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーを務めておりますが、同法律事務所と当社との間における2023年度の取引額は、同法律事務所の売上高の1%未満であります。

11 石塚 雅博

いしづか まさひろ

社外取締役・独立役員

重 任



監査委員

生年月日：	取締役会への出席状況：	所有する当社株式数：
1960年4月21日生	9回／9回(就任後の開催回数)	普通株式 2,600株
在任年数：	監査委員会への出席状況：	
1年	9回／9回(就任後の開催回数)	

略 歴

1984年10月 デロイト・ハスキングズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（＊1）入所
1988年4月 公認会計士登録
1997年6月 監査法人トーマツ（＊1）パートナー
1998年1月 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所 駐在
2004年10月 監査法人トーマツ（＊1）業務管理本部 監査テクノロジー部長
2010年8月 日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長
2010年10月 有限責任監査法人トーマツ品質管理本部 マニュアル室長
2015年11月 デロイトトーマツ合同会社 ボードメンバー
2017年6月 デロイトトーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ
執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長
2022年6月 デロイト トーマツ グループ エシックス・オフィサー
2023年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役（＊2）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、デロイトトーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部本部長や日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長等を歴任されております。また、同氏は、長年の公認会計士としての経験から国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務め、また、本年より委員長に就任する予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、2023年5月末まで、有限責任監査法人トーマツのパートナーを務めておりましたが、同監査法人を含むデロイト トーマツ グループと当社との間における2023年度の取引額は、同グループの売上高の1％未満であります。

（＊1）いずれも、現、有限責任監査法人トーマツ

（＊2）同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、本年の同社定時株主総会後、監査等委員（委員長）を務める予定です。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、同社の社外取締役ではなく取締役としています。

12 大島 卓

おおしま たく

社外取締役・独立役員

新 任

生年月日：

1956年7月14日生

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

1980年 3 月 日本碍子㈱入社
2007年 6 月 同社執行役員
2011年 6 月 同社常務執行役員
2014年 6 月 同社代表取締役社長
2021年 4 月 同社代表取締役会長（現任）

重要な兼職状況

日本碍子㈱代表取締役会長（＊）
東海旅客鉄道㈱社外取締役
愛知県経営者協会会長
東邦瓦斯㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、日本碍子㈱代表取締役社長等を歴任される等、企業経営についての豊富な経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏は指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。

（＊）同氏は、日本碍子㈱代表取締役会長として会社法上業務執行権限を有しますが、同社ホームページ（企業情報＞コーポレートガバナンス＞コーポレートガバナンスに関する会議体など）によれば、「取締役会議長は非業務執行の取締役です」とされており、また、同氏は同社の経営会議（社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関）の構成員ではありません。

- 注１：当社は、指名・監査・報酬の３委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。
- 注２：12名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 注３：当社は、取締役候補者 小川祥司、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸および石塚雅博の各氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額になります。本総会において各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 大島卓氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 注４：当社は、重任の取締役候補者11名を被保険者に含む会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。また、新任の取締役候補者１名の選任が承認された場合、当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約は、任期中に更新することを予定しております。

以上

第120期 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

① 経営の基本方針

当社は、取締役会で策定する経営の基本方針の中で下記のとおり定めております。

【経営目標】

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

【グループ経営の基本観】

- (1)新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。
- (2)顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。
- (3)法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。
- (4)経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。
- (5)事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

② パーパス

当社は、2025年12月に創立100周年を迎えるにあたり、創業の精神や企業理念を受け継ぎつつ、次の100年につながるグループ経営の基礎となる野村グループのパーパスを策定しました。

パーパス

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

急激に変化し複雑化する環境において、今後も当社の持つ知識やノウハウといった付加価値を提供し、金融資本市場を通じた多様な豊かさを実現していくために、さらなる取組みを進めていきます。「世界と共に挑戦し」には、さまざまなステ

ークホルダーのより良い未来に向けた想いを実現するために、皆様と一緒に歩いていくこと、当社においてはグループ全体で理想の姿を追求し、挑戦を続けていくことへの決意を込めました。「実現する」という言葉は、「豊かな社会の実現」に向けた野村グループのより強いコミットメントを示しています。

③ 経営ビジョン

当社がグループとして取り組んでいる多様なビジネスは、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様からの信頼の上になりたっており、当社の企業価値の向上と社会全体の持続可能な成長は同じ道の上にあると考えております。このことから、当社は、「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を経営ビジョンとして掲げてきました。当社は新たに策定したパーパスに沿った経営戦略を推進することを目的として、2024年5月に新経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」を定めております。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、3つの部門（営業部門（注）、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

（注）2024年4月1日付けで、部門名を「営業部門」から「ウェルス・マネジメント部門」に変更いたしました。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期においては、感染症禍からの経済活動再開以降に生じた世界的なインフレに一巡感が生じはじめ、米FRB（連邦準備制度理事会）を中心とする主要中央銀行による金融政策引き締め局面の終了時期を模索する動きがみられました。2023年年末にかけては、FRBによる早期利下げ開始を織り込み、米ドル市場金利の低下や米国株式市場の上昇が生じましたが、当期末にかけては、米国経済の堅調さやインフレ圧力の根強さを背景に、こうした期待はやや後退しています。

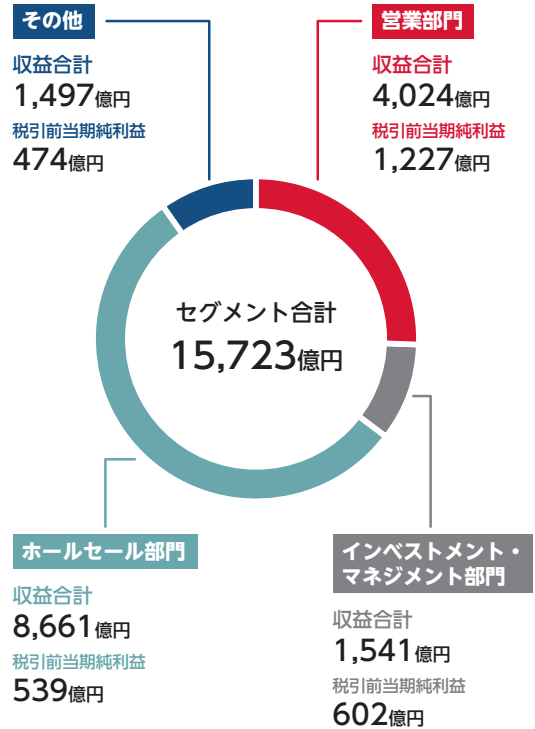
グローバル経済のファンダメンタルズ（基礎的条件）は、米国経済が2023年後半に平均年率4%程度の実質成長をみせるなど底堅さを示す一方、ユーロ圏、中国においては停滞感の強い状態が続きました。

日本では、2023年4月に植田和男氏が日本銀行総裁に就任し、同5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の区分が変更され経済活動の本格再開が期待される中で、大規模な金融緩和政策の修正期待が一段と強まりました。日本銀行は、2023年7月、10月と2回にわたり、長短金利操作政策のもとでの10年国債利回りの変動を柔軟化する決定を実施しました。日本銀行が金融緩解除の条件とする「賃金・物価の好循環」実現への期待が高まる中、それが本邦企業の「稼ぐ力」を構造的に強めるとの期待も次第に高まり、主として海外投資家による日本株買いに支えられながら、日経平均株価は、2024年3月4日に初の40,000円台に到達しました。

連結経営成績

	第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	対前期 比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,639億円	13,356億円	15,620億円	17.0%
金融費用以外の 費用計	11,373億円	11,861億円	12,882億円	8.6%
税引前当期純利益	2,266億円	1,495億円	2,739億円	83.2%
法人所得税等	801億円	578億円	966億円	67.2%
当期純利益	1,465億円	917億円	1,772億円	93.3%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 (△損失)	35億円	△11億円	114億円	—
当社株主に帰属する 当期純利益	1,430億円	928億円	1,659億円	78.8%
株主資本当社株主に 帰属する 当期純利益率 (ROE)	5.1%	3.1%	5.1%	—

第120期 収益構成



このように日本市場への注目が高まる中、当期は、すべてのビジネス部門が増収増益を達成しました。国内での強固な顧客フランチャイズとグローバルネットワークの両方を併せ持つ当社の強みが発揮された結果となりました。期初に営業部門で実施した人員再配置が奏功し、ホールセール部門でもインベストメント・バンキングが大きく収益を拡大するなど、各部門や地域で業績の回復や好調さが確認されました。

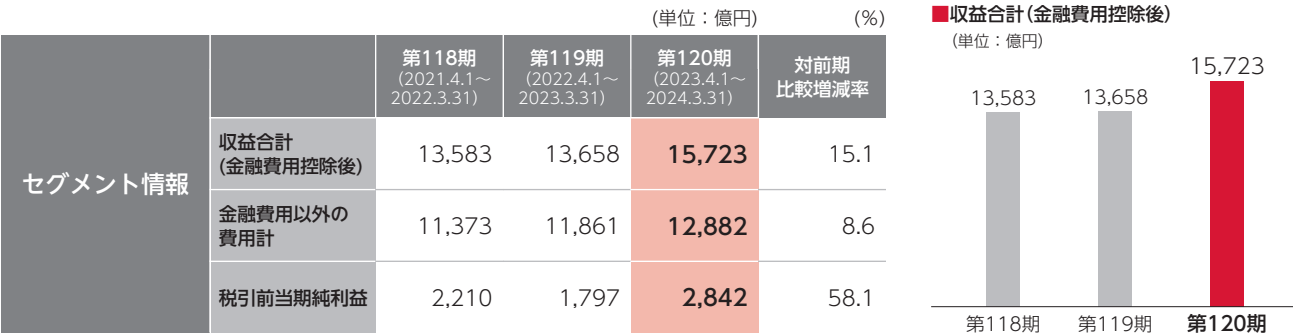
当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して17.0%増の1兆5,620億円、金融費用以外の費用は同8.6%増の1兆2,882億円となりました。税引前当期純利益は2,739億円、当社株主に帰属する当期純利益は1,659億円となりました。株主資本当社株主に帰属する当期純利益率（ROE）は5.1%となり、また、当期のEPS（注）は前期の29.74円から52.69円となっております。2024年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり15円とし、年間での配当は1株につき23円といたしました。

（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益。基本的1株当たり利益の計算に使用した当社株主に帰属する当期純利益および加重平均株式数について、譲渡制限株式ユニット（RSU）、ストック・オプション等の希薄化効果を有する潜在的普通株式による影響を調整して計算します。

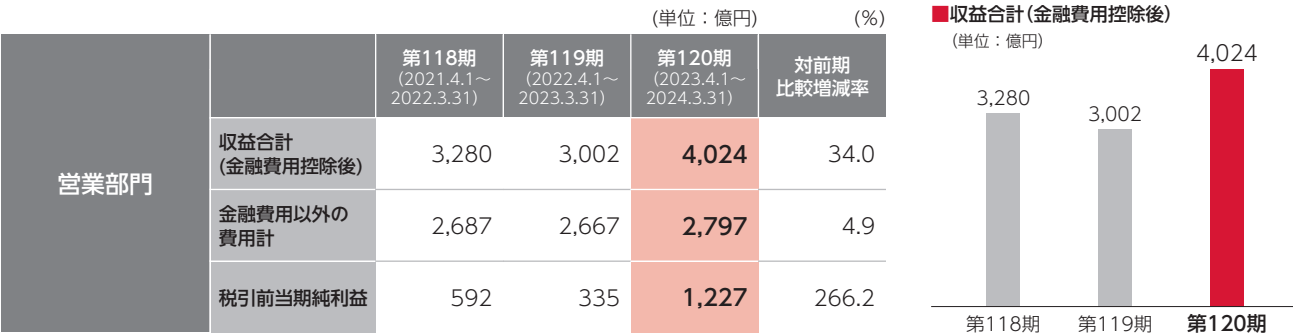
(2) セグメント情報

当社は業務運営および経営成績を、営業部門（注）、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

（注）2024年4月1日付けで、部門名を「営業部門」から「ウェルス・マネジメント部門」に変更いたしました。



一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比15.1%増の1兆5,723億円、金融費用以外の費用は同8.6%増の1兆2,882億円、税引前当期純利益は同58.1%増の2,842億円となりました。

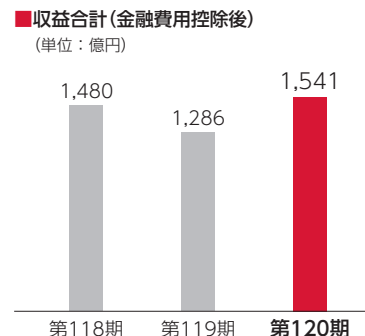


収益合計（金融費用控除後）は、前期比34.0%増の4,024億円、金融費用以外の費用は同4.9%増の2,797億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同266.2%増の1,227億円となりました。

営業部門では、お客様一人ひとりが目指す未来の実現に向かって、お客様のニーズに沿った包括的な資産管理サービスを充実させることで、ウェルス・マネジメントサービスの強化に取り組んでまいりました。

当期は歴史的に活況な市場環境において、株式・投資信託の買付の増加を中心にフロー収入等の大幅な増加と同時に、継続的に取り組んできたお客様の資産全体に対する資産管理サービスにより、預り資産の拡大にともなうストック収入も大幅に増加しました。また、ワークプレイス（職域）サービスによる接点拡大を通じて、持続的な顧客基盤の構築、部門の中長期的なサービス拡大を目指していますが、現役世代のお客様を含め、ワークプレイスサービスを提供するお客様を順調に拡大することができております。今後は、サービスを必要とする多くのお客様に、対面によるコンサルティングやデジタルツール等を用いた非対面サービス、資産形成ニーズへの対応を含むワークプレイスサービスなど、幅広い形でウェルス・マネジメントサービスを提供してまいります。

		(単位：億円)		(%)	
インベストメント・ マネジメント部門		第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	1,480	1,286	1,541	19.9
	金融費用以外の 費用計	765	851	939	10.4
	税引前当期純利益	715	435	602	38.4

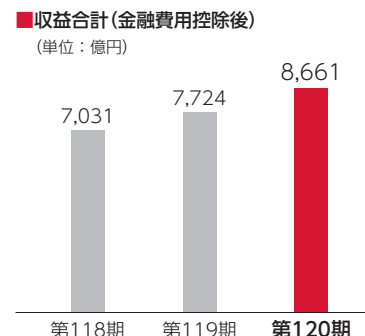


収益合計（金融費用控除後）は、前期比19.9%増の1,541億円、金融費用以外の費用は同10.4%増の939億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同38.4%増の602億円となりました。

インベストメント・マネジメント部門では、安定収益である事業収益が2021年4月の部門設立以降で最高水準となりました。アセットマネジメント・ビジネスが好調だったことに加え、航空機リースの販売件数が伸びたことも増収に貢献しました。市況要因に加え、幅広い商品への資金純流入により、当期末の運用資産残高は89.0兆円と過去最高を更新しました。特に、オルタナティブ運用資産残高は前期末比47%増の1兆8,606億円に大きく増加しました。投資損益は、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益が大幅に改善したことにより、前期比で増加しました。

当期は、2024年より始まった新しいNISA制度への取組みとして、投資未経験者をはじめ幅広い年代の方がNISAを利用するきっかけとなるように、低コストインデックスファンド「はじめてのNISA」シリーズを設定しました。また、同制度の成長投資枠の対象ファンドとして、投資家に合った投資スタイルでバランスよく投資できる「のむラップ・ファンド」など182本の届出を行いました（2024年3月末時点）。加えて、プライベート・アセットへの幅広い投資機会をお客様に提供する戦略のもと、世界の非上場株式を主な投資対象とする日本初の追加型公募投資信託「ノムラ・ファンド・セレクト ブラックストーン・プライベート・エクイティ・ストラテジーズ投信 米ドル建て」の運用を開始しました。さらに、米州では事業の再編を実施し、パブリック領域からプライベート領域にまたがるクレジット運用の新ブランドとして、「ノムラ・キャピタル・マネジメント LLC」を立ち上げました。

		(単位：億円)		(%)	
ホールセール 部門		第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	7,031	7,724	8,661	12.1
	金融費用以外の 費用計	6,286	7,430	8,122	9.3
	税引前当期純利益	745	294	539	83.6



ホールセール部門は、主に金融商品の取引、販売および組成に関する業務などを行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザリーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比12.1%増の8,661億円となりました。金融費用以外の費用は同9.3%増の8,122億円、税引前当期純利益は同83.6%増の539億円となりました。

■ グローバル・マーケット

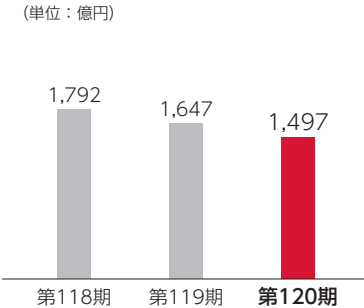
リスク管理を徹底しながら、マクロ環境や金融政策の見通しに対するマーケットの不透明感とボラティリティの高まりの中で投資家のポートフォリオのリバランス取引やヘッジ取引などに対して丁寧に流動性を提供しました。また、日本株の上昇などを背景とした顧客アクティビティの増加やマーケットの機会を適切に収益化したほか、フロービジネスに加えて、ストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネスなど顧客ニーズへの適切な対応を行い、収益を積み上げました。

■ インベストメント・バンキング

金融政策をめぐる市場環境の不透明感の一部後退を受け、地域間に差はあるものの、顧客アクティビティは前期比で堅調となりました。これらの結果、特にエクイティファイナンスやM&Aにおいて案件が増加し、増収となりました。

		(単位：億円)			(%)
その他		第118期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	1,792	1,647	1,497	△9.1
	金融費用以外の 費用計	1,635	913	1,023	12.0
	税引前当期純利益	158	734	474	△35.4

■ 収益合計(金融費用控除後)



収益合計（金融費用控除後）は1,497億円、税引前当期純利益は474億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速しております。営業部門（注）においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

（注）2024年4月1日付けで、部門名を「営業部門」から「ウェルス・マネジメント部門」に変更いたしました。

4. 財産および損益の状況

期 別 項 目	第117期 (2020.4.1～2021.3.31)	第118期 (2021.4.1～2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～2024.3.31)
収益合計	16,172億円	15,940億円	24,867億円	41,573億円
収益合計（金融費用控除後）	14,019億円	13,639億円	13,356億円	15,620億円
税引前当期純利益	2,307億円	2,266億円	1,495億円	2,739億円
当社株主に帰属する 当期純利益	1,531億円	1,430億円	928億円	1,659億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	50.11円	46.68円	30.86円	54.97円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	48.63円	45.23円	29.74円	52.69円
総資産	425,165億円	434,122億円	477,718億円	551,472億円
当社株主資本合計	26,949億円	29,146億円	31,486億円	33,502億円

（注）米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、現状に満足せず、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(1) 中長期の優先課題

野村グループでは、グループ全体の持続的成長の実現を追求しており、収益の安定化・多様化、資本効率性を意識した事業ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考えのもと、その実現に向けた戦略のひとつとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。この戦略に基づき、コアビジネステーマとして、資産管理ビジネスの推進、インベストメント・マネジメント部門の強化、ホールセールビジネスにおける成長と安定化に取組むとともに、デジタルアセットビジネスを含むデジタル金融サービスやサステナブル・ファイナンスを含むサステナビリティ分野等の新領域を開拓・強化してまいりました。また、構造改革を通じた全社的なコスト・コントロールの推進に着手しています。加えて、これらの事業の基盤となるコーポレート機能の高度化・効率化、ガバナンス体制の強化、デジタルを活用した業務効率化、DEI（ダイバーシティ、エクイティ&イン

クルージョン）やネットゼロ等の自社のサステナビリティに関する取組みも推進しています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、「(2)部門別の課題」もご参照ください。

当社は、中長期の優先課題の解決を通じて、中期的にROE8～10%を安定的に達成できるビジネスモデルを確立することを目標として掲げてきました。2024年5月に公表したとおり、新たに2030年度に向けた経営の方向性を示すものとして、新経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」および経営定量目標としてROE8～10%+、5,000億円超の税前利益の達成を掲げております。

なお、当社ではPBR（株価純資産倍率）を下図のように分解して整理しております。ROE絶対水準の最大化は、その主要な要素のひとつです。中長期の優先課題の解決を通じて、企業価値の向上を目指します。

PBR = 1 ROE	
2 株主資本コスト — 3 期待成長率	
1 ROEの絶対水準の最大化	■ 収益性の改善 ■ 資本効率の向上
2 株主資本コストの引き下げ	■ 収益の安定化・多様化による業績ボラティリティの低減
3 期待成長率の引き上げ	■ 成長市場の獲得 ■ オーガニック、インオーガニック成長の実現 ■ 事業ポートフォリオの継続的な入れ替え

(2) 部門別の課題

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

・ウェルス・マネジメント部門

旧「営業部門」は、資産管理サービスによるストック型へとビジネスモデルを変革してきた結果、収益構造が大きく変化するなど一定の成果が出てきています。一連の変革を総括し、今後も追求するビジネスモデルに合わせて、2024年4月1日付けで、部門名を「ウェルス・マネジメント部門」に変更いたしました。

ウェルス・マネジメント部門においては、全国の本支店・営業所やデジタル等の接点を通じて、個人や法人のお客様の多様なニーズに応える総合的な資産管理サービス（ウェルス・マネジメントサービス）を提供しています。具体的には、株式や債券等の伝統的な運用商品だけでなく、相続、不動産、資産承継、M&A等、金融の枠に囚われない丁寧なコンサルティングを行っています。今後とも、ウェルス・マネジメントビジネスの進化に向けて、パートナー（営業担当者）のスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めてまいります。

・インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門は、伝統的資産からオルタナティブ資産までのさまざまなアセットクラスからなる商品・サービスを通じて、幅広い投資家の多様な投資ニーズに対するソリューションを提供しています。お客様の多様な運用ニーズに応える高品質な投資商品を提供することを通じて、社会課題の解決につながる投資の好循環を実現することを目指しています。日本の豊富な個人金融資産と日本政府の資産運用立国実現プランによる政策のあと押し、プライベート資産への投資の伸びしろ、サステナビリティ関連投資に対する高水準の資金需要と投資家意識の高まりを成長機会としてとらえています。運用報酬率に下方圧力が継続する中、運用力向上、パブリック市場ビジ

ネスにおける運用資産残高拡大と商品やサービスの高付加価値化、オルタナティブ資産など報酬率の高い成長分野における運用基盤の拡充、効率化とコスト・コントロールを戦略課題として取り組んでいます。

・ホールセール部門

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展に加えて、不透明なマーケットおよびマクロ環境などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、各ビジネスライン、国内外および他部門との連携を強化していくほか、ビジネスの領域を広げて収益の安定を図ります。また、成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用し、生産性を意識した選択的成長を実現するとともに、コストの最適化に注力します。

グローバル・マーケットでは、徹底したリスク管理のもとでお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化と日本の強固な事業基盤とグローバルプロダクトの競争力を活かしたクロスセルの拡大、ストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネス、インターナショナルウェルスマネジメントなどの成長分野における収益機会の追求、そしてエクイティビジネスの拡大、フローマクロビジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューションビジネスの提供に努めてまいります。日本における強みも活かしてグローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、サステナブル・ビジネスにおける体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。またグループワイドな連携を強化し、お客様のために役立てられるように取り組んでまいります。

・リスク・マネジメント、コンプライアンスなど

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定め、それをリスク・アペタイト・ステートメントとして文書化しています。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性の確保および企業価値の向上に努めています。

野村グループでは、リスク・アペタイト・ステートメントにおいて、3つの防衛線による管理体制のもと、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを明記しています。またグループ会社を含む役職員への継続的な研修の実施等を通じ、金融のプロフェッショナルとしてリスクに関する知識を深め、リスクを正しく認識・評価し、管理する企業文化、すなわちリスク・カルチャーの醸成に努めています。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」では、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでの適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、刻々と変化する社会の要請に継続して応えていくため、私たちの考え方が社会の常識からずれていないか常に見つめ直し、定期的に見直すこととしています。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融・資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門（注）、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。

（注）2024年4月1日付けで、部門名を「営業部門」から「ウェルス・マネジメント部門」に変更致しました。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインナップを拡大していきます。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村證券株式会社 本支店および営業所（計109店）

東京都	16店	関東地方（東京都を除く）	26店	北海道地方	5店	東北地方	9店
北陸地方	4店	中部地方	13店	近畿地方	15店	中国地方	7店
四国地方	3店	九州・沖縄地方	11店				

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京）

野村プロパティーズ株式会社（東京）

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）

ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットIncorporated（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
26,850	75（増）

（注） 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。
2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
野村證券株式会社	東 京 都 中 央 区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東 京 都 江 東 区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東 京 都 千 代 田 区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村プロパティーズ株式会社	東 京 都 中 央 区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東 京 都 千 代 田 区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	東 京 都 中 央 区	10百万円	100%	持株会社
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	76億3,542万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億1,349万米ドル	100%＊	持株会社
インスティネットIncorporated	アメリカ・ニューヨーク市	13億6,000万米ドル	100%＊	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	33億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	32億4,122万米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED	香 港	2,062億1百万円	100%＊	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%＊	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の＊は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,529社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、14社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	450,638百万円
株式会社みずほ銀行	長期借入金	422,233百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	418,223百万円
株式会社りそな銀行	長期借入金	54,100百万円
株式会社SBI新生銀行	長期借入金	39,354百万円
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	215,115百万円
株式会社千葉銀行	長期借入金	61,019百万円
株式会社八十二銀行	長期借入金	57,071百万円
株式会社横浜銀行	長期借入金	55,292百万円
株式会社静岡銀行	長期借入金	36,541百万円
農林中央金庫	長期借入金	168,112百万円
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	40,272百万円

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向40%以上を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2023年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり8円をお支払いいたしました。2024年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり15円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき23円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決 議	基 準 日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
2023年10月27日 取締役会	2023年9月30日	24,115	8.00
2024年4月26日 取締役会	2024年3月31日	44,567	15.00

Ⅱ 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種 類	発行可能種類株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,163,562,601株

3. 株主数 328,765名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持株数および持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 490,840	% 16.52
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	167,148	5.62
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	60,703	2.04
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS	53,059	1.78
JP MORGAN CHASE BANK 385781	45,147	1.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	37,743	1.27
SMBC日興証券株式会社	37,680	1.26
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	36,060	1.21
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	33,024	1.11
野村グループ従業員持株会	29,984	1.00

(注) 1. 当社は、2024年3月31日現在、自己株式を192,432千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	80,617,143株
取得価額の総額	61,028,906千円
うち、取締役会決議により買い受けた株式	
普通株式	80,592,100株
取得価額の総額	61,012,793千円

買受けを必要とした理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また役職員への株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

普通株式	47,695,807株
処分価額の総額	24,870,623千円

(3) 消却した株式

普通株式	70,000,000株
消却価額の総額	36,104,698千円

(4) 当事業年度末日における保有株式

普通株式	192,432,164株
------	--------------

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月31日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。
理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また役職員への株式報酬として交付する株式へ充当するため。

取得する株式の種類および総数	普通株式 1億2,500万株（上限）
取得価額の総額	1,000億円（上限）
取得期間	2024年2月16日から2024年9月30日
取得方法	信託方式による市場買付

(注) 取得した株式および当事業年度末日における保有株式には当決議による取得分46,223,600株が含まれております。

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数		交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式	246,042株	8名

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
永 井 浩 二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊）
奥 田 健 太 郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役社長（＊）
中 島 豊	取締役 代表執行役副社長	野村證券株式会社代表取締役副社長（＊）
小 川 祥 司	取締役 監査委員（常勤） リスク委員	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社監査役（＊） Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊） Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊）
島 崎 憲 明	社外取締役 監査委員（委員長） リスク委員	株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（＊）
石 村 和 彦	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長兼最高執行責任者 株式会社リコー社外取締役
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役 リスク委員（委員長）	Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊） Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊） Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター（＊）
Victor Chu [ビクター・チュー]	社外取締役 監査委員 リスク委員	First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO University College London チェア・オブ・カウンスル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	社外取締役 リスク委員	Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンスル Digital Dollar Project チェア・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクター Digital Asset Holdings, LLC インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊）
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	社外取締役 リスク委員	Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) ・シニア・リサーチ・スカラー ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊）
高 原 豪 久	社外取締役 指名委員 報酬委員	ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 住友商事株式会社社外取締役
石 黒 美 幸	社外取締役 リスク委員	長島・大野・常松法律事務所パートナー Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 次期会長 レーザーテック株式会社社外監査役 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役
石 塚 雅 博	社外取締役 監査委員	該当なし

- (注) 1. 取締役 島崎憲明、石村和彦、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸および石塚雅博は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明および監査委員かつ公認会計士である取締役 石塚雅博は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 小川祥司を常勤の監査委員として選定しております。
4. *の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. 社外取締役の兼職先（*を除く。）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役 小川祥司、島崎憲明、石村和彦、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸および石塚雅博と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

氏 名	主 な 活 動 状 況
島 崎 憲 明	当事業年度に開催された取締役会11回、監査委員会13回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 村 和 彦	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会7回および報酬委員会11回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Victor Chu [ビクター・チュー]	当事業年度に開催された取締役会11回すべて、ならびに監査委員会13回のうち11回およびリスク委員会5回のうち3回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年のエコノミスト、セントラル・バンカーおよび学者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
高 原 豪 久	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会7回および報酬委員会11回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 黒 美 幸	取締役およびリスク委員就任後、当事業年度に開催された取締役会9回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の弁護士としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 塚 雅 博	取締役および監査委員就任後、当事業年度に開催された取締役会9回および監査委員会9回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の国際的な会計制度に精通した公認会計士としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注) 上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
中 島 豊	取締役 代表執行役副社長	「1. 取締役の状況」参照
飯 山 俊 康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ	野村證券株式会社代表取締役副社長
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼IR担当	野村證券株式会社取締役専務 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役
加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO） （ニューヨーク駐在）	野村證券株式会社取締役常務 Nomura Holding America Inc. ディレクター
稲井田 洋 右	執行役 コンプライアンス統括責任者（CCO）	野村證券株式会社常務（執行役員） 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役
大 塚 徹	執行役 企画・戦略統括	野村證券株式会社取締役常務
Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	執行役 ホールセール部門長 （ニューヨーク駐在）	Nomura Holding America Inc. ディレクター

(注) 2024年3月31日付で、執行役 大塚徹は執行役を退任いたしました。

(ご参考) 2024年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

奥 田 健太郎	代表執行役社長	グループCEO	加 藤 壮太郎	執行役	リスク管理統括責任者（CRO）（ニューヨーク駐在）
中 島 豊	代表執行役副社長		稲井田 洋 右	執行役	コンプライアンス統括責任者（CCO）
飯 山 俊 康	執行役副社長	チーフ・オブ・スタッフ	Christopher Willcox	執行役	ホールセール部門長（ニューヨーク駐在）
北 村 巧	執行役	財務統括責任者（CFO）兼チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー（CTO）	[クリストファー・ウィルコックス]		

4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社等の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

5. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役 員 区 分	人数（注1）	固定報酬	業績連動報酬等			計
		ベースサラリー （注2,3）	現金賞与	ファントム・ストック プラン（注4）	譲渡制限株式 ユニット（注4）	
取締役 （うち、社外）	13名 （10名）	389百万円 （217百万円）	116百万円 （－）	221百万円 （－）	－ （－）	726百万円 （217百万円）
執行役	8名	598百万円	1,206百万円	2,412百万円	241百万円	4,457百万円
合 計	21名	987百万円	1,322百万円	2,633百万円	241百万円	5,183百万円

（注）1. 上記人数には、2023年6月に退任した取締役1名、ならびに6月に就任した取締役2名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役11名、執行役8名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2. ベースサラリーのほか、その他の報酬（通勤定期券代等）として支給された報酬27万円が含まれております。

3. 執行役に対して社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。

4. 当事業年度以前に付与された繰延報酬のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額を示しております。

なお、2024年3月29日の報酬委員会において適用開始を決議した長期インセンティブプランの費用は、2025年3月期より業績評価期間にわたり計上されるため、上記には含まれておりません。

5. 上記のほか、当事業年度において、社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計76百万円支給しております。

6. 業績連動報酬等に関する事項

(1) 業績連動報酬等の算定方法

- ・取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されております。
- ・代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、定量的な要素および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素を勘案し、固定報酬および業績連動報酬等から構成される総報酬額（TC：Total Compensation）を決定しております。
- ・その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外のそれぞれの報酬規制・水準などを加味し、定性的な要素も考慮のうえ、TCを決定しております。

(2) 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標

定量的な要素

野村グループの経営ビジョンやビジネス戦略との整合性を担保するため、野村グループ経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標を選定しております。また、株主との利益の一致を促進するため、株価関連指標を選定しております。

区 分	概 要	実 績 値	区 分	概 要	実 績 値
損 益	収益合計（金融費用控除後）	15,620億円	一株当たり情報	EPS	52.69円
	経費率（注1）	82.5%	資本効率	ROE	5.1%
	税引前当期純利益	2,739億円	株主還元	株主総利回り （以下「TSR」）（注2）	196.3%

（注）1. 金融費用以外の費用を収益合計（金融費用控除後）で除した値

2. 当事業年度における株価の変動および配当金の合計を前事業年度末の株価で除した値

定性的な要素

野村グループの企業価値向上および持続可能な社会の実現を促すための戦略マネジメント、およびコミュニティ、人材ならびにDEIに関する取組みを評価項目として選定しております。

7. 株式関連報酬および非金銭報酬等に関する事項

(1) 現在の株式関連報酬

現在の株式関連報酬は下表のとおりです。

種 類	概 要
譲渡制限 株式ユニット (以下「RSU」)	・ 1 ユニット当たり当社普通株式 1 株を株式報酬として支給します。 ・ 繰延期間は原則として 3 年としております。 ・ 2018 年 3 月期に対応する繰延報酬より導入しております。 ・ 原則として毎年 5 月に付与いたします。
ファントム・ ストックプラン	・ 当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・ RSU 同様、繰延期間は原則として 3 年としております。 ・ 2018 年 3 月期に対応する繰延報酬からは RSU の適用を原則としているため、同期以降は補助的な位置付けとして運用しております。 ・ RSU 同様、原則として毎年 5 月に付与いたします。
業績連動型株式ユニット (以下「PSU」)	・ 2024 年 3 月期より長期インセンティブプランの支給方法として導入しております。 ・ 付与後 3 年間の業績指標に基づき最終的な支給株数を決定します。 ・ 業績評価期間は原則として 3 年以上としております。

(2)非金銭報酬等に該当する株式関連報酬

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として非金銭報酬等に該当する RSU を用いております。また、2024 年 3 月期より長期インセンティブプランとして PSU を導入いたしました。

(3)PSUの導入

2024 年 3 月 29 日の当社報酬委員会において、長期インセンティブプランとして PSU (Performance Share Unit) の導入を決議しました。PSU の導入は、当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様との利益の一致をより一層図ることを目的としています。当社の PSU では、始めに、前事業年度の業績等に応じて支給する基準株数を決定します。その後、3 事業年度の業績指標の実績に応じ、基準株数に 0%～150% の支給率を乗じて最終的な支給株数を確定します。確定した支給株数分の当社の普通株式等を、主に自己株式の処分により交付します。なお、評価に使用する業績指標は ROE および TSR を選定しています。詳細は下記をご参照ください。

評価に使用する業績指標

当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様との利益を一致させるため、ROE（業績評価期間の平均値）と

TSR（業績評価期間の絶対値）を組み合わせで使用することとします。

基準株数および支給株数の算定方法

①基準株数の算定方法

対象事業年度の業績および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価を勘案して決定した金額を、付与時期における当社の普通株式の株価により除し得られた株数を基準株数とします。

②支給株数の算定方法

業績評価期間終了後、下記の算定方法に従って支給株数を算出します。

1) 業績指標および支給率

業績指標	構成比	支給率の変動幅	評価方法
ROE	50%	0%～150%	業績評価期間3年間の実績値（平均値）により算出
TSR	50%	0%～150%	業績評価期間3年間の実績値（絶対値）により算出

業績評価の基礎となるROEおよびTSRの計算方法は以下のとおりです。

<ROE>

業績評価期間3年間の実績値（平均値）が野村グループの経営指標として掲げる8%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が付与対象年度を含む過去3事業年度の最低値または3%のいずれか大きい値を超えない場合は支給が発生しません。なお、当該実績値が5%に達した場合に基準株数の50%が支給され、12%以上に達した場合は基準株数の150%が支給されます。

<TSR>

業績評価期間3年間の実績値（絶対値）が125%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が100%以下の場合は支給が発生しません。また、当該実績値が150%以上に達した場合、基準株数の150%が支給されます。当該実績値の計算過程は下記のとおりです。

3年保有TSR＝（最終株価（B）＋業績評価期間中の配当額）÷当初株価（A）

A：当初株価（業績評価期間開始前1ヵ月の平均株価終値）

B：最終株価（業績評価期間終了前1ヵ月の平均株価終値）

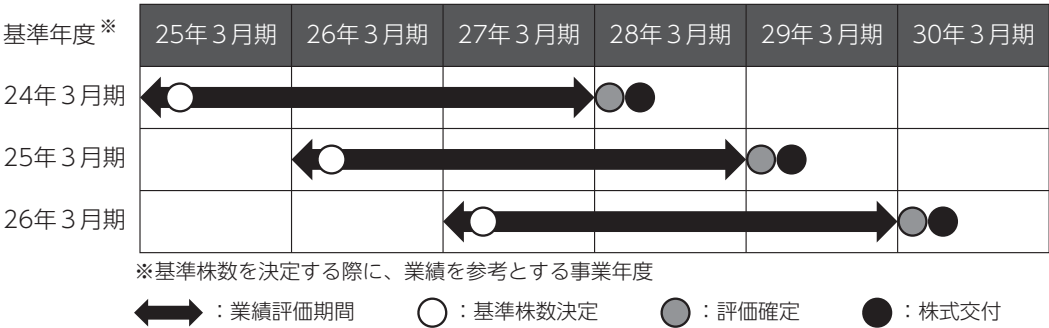
2) 支給株数の算定方法

支給株数は、基準株数にROEに基づく支給率とTSRに基づく支給率の平均を乗じることで算出します。なお、2024年3月期のPSUにかかる基準株数は782,100株であり、支給率150%の株数は1,173,200株です。

$$\left(\begin{array}{c} \text{ROE} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% + \begin{array}{c} \text{TSR} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% \right) \times \text{基準株数}$$

3) 業績評価期間および支給スケジュール

業績評価期間は、PSUの基準株数を決定した事業年度より3年間とします。業績評価期間が終了し評価項目の実績が確定した後、上記の算定方法により確定した支給株数分の当社の普通株式等を株式報酬として支給します。



交付方法

主に自己株式の処分により交付するものとします。

(4) 株式関連報酬を繰延報酬として支給することによる効果

株式関連報酬を繰延報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中期インセンティブ、およびリテンション
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。なお、野村グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

8. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、毎期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべての役職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の基本方針として、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「本基本方針」）を以下のとおり定める。

報酬のガバナンス

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。

当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務およびリスク管理の観点も踏まえて委員長が選任する者を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

報酬委員会は、1934年米国証券取引所法等を遵守するために「報酬返還に関する方針」を定め、日本法に基づく当社の法定の役員である対象役員の報酬に関する事項を決定するものとし、人事委員会は当該方針の管理、運用、解釈および運営を行うものとする。

野村グループ人材に対する報酬のあり方

野村グループは、野村グループのパーパスに定める「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という存在意義を追求するうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。

また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

②健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アパタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。また、報酬の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

③株主との利益の一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。

本基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、報酬委員会の決議による。

(3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されるものとする。なお、中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与し、かつ株主との利益の一致を図ることを目的として、報酬の一部を所定の繰延期間を設けた株式関連報酬によって支払う。

<取締役および執行役の報酬の構成>

固定報酬	業績連動報酬等	
ベースサラリー	年次賞与	長期インセンティブプラン

固定報酬

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職位ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。

業績連動報酬等

- ・ 代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標の実績値に基づき報酬の基礎額を算定し、これに国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素も考慮して、金額を決定する。
- ・ その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、金額を決定する。
- ・ 監査委員である取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持および担保する観点から、支給対象外とする。

(ア) 年次賞与

- ・ 年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。

(イ) 長期インセンティブプラン

- ・ 長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。
- ・ 長期インセンティブプランの支払いにおいては、株式関連報酬等を利用する。

報酬の付与にあたっては、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

(4) 当該事業年度にかかる取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当期においては、報酬委員会を11回開催し、以下のとおり検討を重ねてまいりました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2023年4月21日	討議：2023年3月期の業績とグループCEO報酬水準について	全員出席
2023年4月24日	討議：2023年3月期のグループCEO報酬水準について	全員出席
2023年4月26日	決議：当期（2023年3月期）の賞与案について ：「取締役および執行役の報酬の方針」の一部改訂について	全員出席
2023年6月27日	決議：取締役会の招集権を有する取締役の選定について ：委員会の職務執行状況を取締役に報告する取締役の選定について ：野村グループの報酬の基本方針および野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針について ：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について ：取締役および執行役に本年度付与するRSU（譲渡制限株式ユニット）について 報告：今期の年間スケジュールについて	全員出席
2023年8月29日	討議：役員報酬の決定方法見直しについて	全員出席
2023年9月27日	討議：役員報酬の決定方法見直しについて ：社外取締役の報酬について	全員出席
2023年11月6日	決議：米国SECクローバック規制の導入と当社の対応について	全員出席
2023年12月5日	報告：国内外の主要地域における役員の報酬水準について	全員出席
2024年1月31日	討議：2024年3月期における役員の報酬水準および役員報酬の決定方法見直しについて	全員出席
2024年2月20日	討議：役員報酬決定方法の見直しについて	全員出席
2024年3月29日	決議：取締役および執行役の4月以降のベースサラリーについて ：長期インセンティブプラン（LTI）の導入について 討議：2024年3月期の業績見込みと報酬水準イメージについて	全員出席

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2024年3月期にかかる役員報酬は、報酬の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項 目	支 払 額
(1) 報酬等の額	877百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,386百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積り等の算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きならびにIFAC倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）および関連する諸規則に基づく事前了解手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第120期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

			(単位：百万円)		
			前 期	当 期	
			(2023年3月31日)	(2024年3月31日)	
科 目			科 目		
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	4,521,247	5,154,971	短 期 借 入	1,008,541	1,054,717
現金および現金同等物	3,820,685	4,239,359	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	5,297,469	6,490,127
定期預金	409,082	545,842	顧客に対する支払債務	1,359,948	1,310,825
取引所預託金およびその他の顧客分別金	291,480	369,770	顧客以外に対する支払債務	1,799,585	2,823,100
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	5,207,194	6,833,717	受 入 銀 行 預 金	2,137,936	2,356,202
貸 付 金	4,013,852	5,469,195	担 保 付 調 達	16,108,948	19,396,575
顧客に対する受取債権	379,911	453,937	買戻条件付売却有価証券	14,217,966	16,870,303
顧客以外に対する受取債権	819,263	928,632	貸付有価証券担保金	1,556,663	2,133,066
貸倒引当金	△5,832	△18,047	その他の担保付借入	334,319	393,206
担 保 付 契 約	18,117,499	20,994,795	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	10,557,971	10,890,610
売戻条件付買入有価証券	13,834,460	15,621,132	そ の 他 の 負 債	1,175,521	1,414,546
借入有価証券担保金	4,283,039	5,373,663	長 期 借 入	10,399,210	12,452,115
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資	17,609,333	19,656,808	負 債 合 計	44,547,660	51,698,690
トレーディング資産	17,509,934	19,539,742	コミットメントおよび偶発事象		
プライベートエクイティ・デット投資	99,399	117,066	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,316,529	2,506,912	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備	464,316	448,785	授權株式数 6,000,000,000株		
(2023年3月31日現在459,954百万円 2024年3月31日現在529,605百万円 の減価償却累計額控除後)			発行済株式数		
トレーディング目的以外の負債証券	337,361	335,401	2023年3月31日現在 3,233,562,601株		
投資持分証券	97,660	105,088	2024年3月31日現在 3,163,562,601株		
関連会社に対する投資および貸付金	402,485	462,017	発行済株式数（自己株式控除後）		
そ の 他	1,014,707	1,155,621	2023年3月31日現在 3,003,679,324株		
			2024年3月31日現在 2,970,755,160株		
			資 本 剰 余 金	707,189	708,785
			利 益 剰 余 金	1,647,005	1,705,725
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	318,454	459,984
			自 己 株 式 (取 得 価 額)	△118,574	△118,798
			自己株式数		
			2023年3月31日現在 229,883,277株		
			2024年3月31日現在 192,807,441株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	3,148,567	3,350,189
			非 支 配 持 分	75,575	98,324
			資 本 合 計	3,224,142	3,448,513
資 産 合 計	47,771,802	55,147,203	負 債 ・ 資 本 合 計	47,771,802	55,147,203

第120期連結損益計算書

(前期数値はご参考)

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	当 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
委 託 ・ 投 信 募 集 手 数 料	279,857	364,095
投 資 銀 行 業 務 手 数 料	113,208	173,265
アセットマネジメント業務手数料	271,684	310,154
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	563,269	491,611
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	14,504	11,877
金 融 収 益	1,114,690	2,620,856
投 資 持 分 証 券 関 連 損 益	△1,426	9,612
そ の 他	130,940	175,824
収 益 合 計	2,486,726	4,157,294
金 融 費 用	1,151,149	2,595,294
収 益 合 計 (金 融 費 用 控 除 後)	1,335,577	1,562,000
人 件 費	605,787	673,523
支 払 手 数 料	119,237	137,328
情 報 ・ 通 信 関 連 費 用	209,537	217,126
不 動 産 関 係 費	66,857	68,698
事 業 促 進 費 用	22,636	24,236
そ の 他	162,049	167,239
金 融 費 用 以 外 の 費 用 計	1,186,103	1,288,150
税 引 前 当 期 純 利 益	149,474	273,850
法 人 所 得 税 等	57,798	96,630
当 期 純 利 益	91,676	177,220
差引：非支配持分に帰属する 当 期 純 利 益 (△ 損 失)	△1,110	11,357
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	92,786	165,863

第120期連結資本勘定変動表

(前期数値はご参考)

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	当 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
資 本 金	594,493	594,493
期 首 残 高	594,493	594,493
資 本 剰 余 金	697,507	707,189
期 首 残 高	9,411	1,609
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	287	－
子 会 社 に 対 す る 持 分 変 動	△16	△13
関 連 会 社 に 対 す る 持 分 変 動	707,189	708,785
期 末 残 高	1,606,987	1,647,005
利 益 剰 余 金	92,786	165,863
期 首 残 高	△51,050	△68,674
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	△1,718	△2,364
現 金 金 配 当 却 損	－	△36,105
自 己 株 式 の 消 却	1,647,005	1,705,725
期 末 残 高	136,912	242,767
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	105,855	201,304
期 首 残 高	242,767	444,071
為 替 換 算 調 整 額	△43,803	△32,174
期 末 純 変 動 額	11,629	12,662
当 期 給 付 年 金 制 度	△32,174	△19,512
確 定 給 付 年 金 制 度	34,864	107,861
期 首 残 高	72,997	△72,436
年 金 債 務 調 整 額	107,861	35,425
期 末 残 高	318,454	459,984
自 己 株 式	△112,355	△118,574
期 首 残 高	△24,728	△61,199
取 引 業 員 に 対 す る 発 行 株 式	0	0
期 首 残 高	18,509	24,870
消 滅 額	－	36,105
期 末 残 高	△118,574	△118,798
当 社 株 主 資 本 合 計	3,148,567	3,350,189
期 末 残 高	58,198	75,575
非 支 配 持 分 (1)	△3,868	△3,548
期 首 残 高	△1,110	11,357
現 金 配 当	1,058	2,042
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (△ 損 失)	25,956	11,855
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	△4,659	1,043
為 替 換 算 調 整 額	75,575	98,324
期 末 残 高	3,224,142	3,448,513
資 本 合 計	3,224,142	3,448,513
期 末 残 高		

(1)当年度末の開示方法と整合させるために過去に遡り組み替えて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲明

監査委員 Victor Chu

監査委員 石塚 雅博

監査委員 小川 祥司

(注) 島崎憲明、Victor Chuおよび石塚雅博は会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第120期末貸借対照表

(2024年3月31日現在)

第120期損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,526,121	流 動 負 債	2,876,957
現金および預金	234,014	短 期 借 入 金	2,349,226
短 期 貸 付 金	4,954,878	1年内償還予定の社債	287,040
未 収 入 金	6,874	貸 借 取 引 担 保 金	75,266
未収還付法人税等	9,643	未 払 法 人 税 等	2,431
そ の 他	320,711	賞 与 引 当 金	72,073
固 定 資 産	5,100,659	そ の 他	90,922
有 形 固 定 資 産	32,289	固 定 負 債	5,208,926
建 物	6,752	社 債	2,971,968
器 具 備 品	9,334	長 期 借 入 金	2,017,116
土 地	210	そ の 他	219,842
建 設 仮 勘 定	15,994	負 債 合 計	8,085,883
無 形 固 定 資 産	76,623	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	76,623	科 目	金 額
そ の 他	0	株 主 資 本	2,654,986
投資その他の資産	4,991,747	資 本 金	594,493
投資有価証券	109,850	資 本 剰 余 金	559,676
関係会社株式	2,497,092	資 本 準 備 金	559,676
その他の関係会社有価証券	44,806	利 益 剰 余 金	1,619,248
関係会社長期貸付金	2,214,233	利 益 準 備 金	81,858
長期差入保証金	21,304	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,537,390
繰延税金資産	84,059	繰 越 利 益 剰 余 金	1,537,390
そ の 他	20,427	自 己 株 式	△118,431
貸 倒 引 当 金	△23	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△114,359
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	28,803
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△143,162
		新 株 予 約 権	270
		純 資 産 合 計	2,540,897
資 産 合 計	10,626,780	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,626,780

科 目	金 額
営 業 収 益	557,326
資 産 利 用 料	110,856
不 動 産 賃 貸 収 入	27,823
商 標 使 用 料	45,920
関 係 会 社 受 取 配 当 金	108,572
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	239,682
そ の 他 の 売 上 高	24,473
営 業 費 用	480,359
人 件 費	54,630
不 動 産 関 係 費	39,980
事 務 費	77,140
減 価 償 却 費	29,861
租 税 公 課	3,452
そ の 他 の 経 費	7,771
金 融 費 用	267,527
営 業 利 益	76,967
営 業 外 収 益	16,377
営 業 外 費 用	9,624
経 常 利 益	83,720
特 別 利 益	20,160
関 係 会 社 清 算 益	1,619
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17,993
新 株 予 約 権 戻 入 益	548
特 別 損 失	5,006
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,467
関 係 会 社 清 算 損	55
関 係 会 社 株 式 評 価 損	167
固 定 資 産 除 売 却 損	2,311
税 引 前 当 期 純 利 益	98,873
法人税、住民税および事業税	14,968
法 人 税 等 調 整 額	△6,642
当 期 純 利 益	90,548

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目					金 額
株 主 資 本 合 計					
当 期 首 残 高					2,661,670
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△60,164
当 期 純 利 益					90,548
自 己 株 式 の 取 得					△61,029
自 己 株 式 の 処 分					23,961
当 期 変 動 額 合 計					△6,684
当 期 末 残 高					2,654,986
評 価 ・ 換 算 差 額 等					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金					
当 期 首 残 高					40,198
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△11,395
当 期 変 動 額 合 計					△11,395
当 期 末 残 高					28,803
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					
当 期 首 残 高					△126,128
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△17,034
当 期 変 動 額 合 計					△17,034
当 期 末 残 高					△143,162
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					
当 期 首 残 高					△85,930
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△28,429
当 期 変 動 額 合 計					△28,429
当 期 末 残 高					△114,359
新 株 予 約 権					
当 期 首 残 高					2,363
当 期 変 動 額					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△2,093
当 期 変 動 額 合 計					△2,093
当 期 末 残 高					270
純 資 産 合 計					
当 期 首 残 高					2,578,102
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△60,164
当 期 純 利 益					90,548
自 己 株 式 の 取 得					△61,029
自 己 株 式 の 処 分					23,961
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△30,521
当 期 変 動 額 合 計					△37,205
当 期 末 残 高					2,540,897

56

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第120期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎 憲 明

監査委員 Victor Chu

監査委員 石塚 雅 博

監査委員 小 川 祥 司

(注) 島崎憲明、Victor Chuおよび石塚雅博は会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

MEMO

[illegible]

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

Map of the Grand Nikko Tokyo Bay Area. The hotel is located near the Bay Area Station (台場駅). Key landmarks include the Aqua City Odaiba (アクアシティお台場), Fuji Television (フジテレビ), and the New Bridge Station (新橋駅) area. The map also shows the Tokyo Bay Expressway (首都高速道路) and the West Promenade (ウエストプロムナード). A red line indicates the route from the hotel to the station.

第120期 期末配当金のお支払いについて
第120期 期末（2024年3月31日基準日）配当金につきましては、2024年6月3日（月）より1株につき15円のお支払いを開始いたします。「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は**2024年7月5日（金）まで**に最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

株式の配当金は証券口座や銀行口座での受け取りがおすすめです。



※株主様の各種お手続き（住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など）については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※特別口座に記録された株式に関するお手続きについては左記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shareholders/sstep.html>

野村 株式等に関するお手続き

検索



第120回定時株主総会
電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項
(交付書面省略事項)

① 新株予約権等に関する事項……………	1
② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 および当該体制の運用状況の概要……………	3
③ 連結計算書類の連結注記表……………	12
④ 計算書類の個別注記表……………	34

上記事項につきましては、法令および当社定款第25条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

① 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 行使期間	新株予約権 の行使価額 (1株当たり)
第71回	2016. 6. 7	1,853個	185,300株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円
第76回	2017. 6. 9	1,519個	151,900株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円
第77回	2017. 6. 9	5,536個	553,600株	2020. 4.20～2025. 4.19	1円
第78回	2017. 6. 9	1,428個	142,800株	2021. 4.20～2026. 4.19	1円
第79回	2017. 6. 9	1,777個	177,700株	2022. 4.20～2027. 4.19	1円
第80回	2017. 6. 9	470個	47,000株	2023. 4.20～2028. 4.19	1円
第81回	2017. 6. 9	1,321個	132,100株	2024. 4.20～2029. 4.19	1円
第84回	2017.11.17	18,052個	1,805,200株	2019.11.17～2024.11.16	684円
第85回	2018.11.20	17,282個	1,728,200株	2020.11.20～2025.11.19	573円

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第70回、第72回ないし第75回、第82回および第83回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役（社外取締役を除く）					
新株予約権 の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権 の名称	新株予約権の数	保有人数
第77回	790個	4人	第80回	28個	1人
第78回	28個	1人	第81回	28個	1人
第79回	28個	1人			

- (注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. その他の重要な事項

2024年5月16日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

付与されるRSUの総数	49,784,400個 (49,784,400株相当)
-------------	--------------------------------

2024年5月16日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。

付与されるPSUの基準株数 (支給率150%を適用した場合の株数)	782,100株 (1,173,200株)
--------------------------------------	--------------------------

② 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

＜野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制＞

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき指針として「野村グループ行動規範」を定め、これを徹底させるものとする。

＜Ⅰ. 監査委員会に関する事項＞

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

＜上記体制の運用状況の概要＞

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査等委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査等委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、必要に応じて主要な子会社である野村證券の監査等委員会と合同で開催しております。監査委員会の委員長は野村證券の監査等委員会の委員長を兼務しており、さらに、国内外における子会社の監査役、監査委員および監査等委員を当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで、子会社の監査役等と密接に連携を図っております。また、当社の監査委員会は、グローバルかつグループワイドな連携強化の観点から、野村證券、野村アセットマネジメント、野村信託銀行の監査等委員や、海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に設置された監査委員会の議長と、監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等の重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、執行から独立した形で重要なリスクについて議論するリスク委員会をはじめ、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末監査結果および財務報告にかかる内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員長および常勤監査委員は、EY新日本有限責任監査法人と定例の会議を実施するほか、監査委員が適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査法人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査委員は、必要に応じ自らまたは野村證券の監査特命取締役を通じて、当社の部室および野村證券の部室または営業店等ならびに野村證券以外の子会社に対する実査および電話会議やインターネット会議等も利用したヒアリングを実施いたしました。それらの結果は、監査委員会に報告されております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めています。

4. 内部監査体制

- (1) 執行役は内部監査を担当する役員および部署を設置し、内部監査活動を通じて野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性が確保される体制を整備する。
- (2) 内部監査に係る実施計画および予算の策定については監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得るものとし、内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。
- (3) 監査委員会は、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。

内部監査にかかる年次計画（年次計画の変更を含みます。）および予算の策定について、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得ており、内部監査の実施状況およびその結果についても監査委員会において報告されております。

監査委員会は、グループ・インターナル・オーディット担当役員から、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるほか、グループ・インターナル・オーディット担当役員に対し、今後確認が必要と考える監査のポイントを踏まえた内部監査計画の策定を要請するなど、内部監査部門との連携を行っております。

また、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人およびグループ・インターナル・オーディット担当役員と、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

〈Ⅱ. 執行役に関する事項〉

1. コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制

(1) 野村グループ行動規範の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。

(2) コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備

執行役は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン

①執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

②執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 金融犯罪等に関する体制の整備

野村グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施し、贈収賄を防止し、また、反社会的勢力または団体との一切の取引および経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないものとする。執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、野村グループの一員として取るべき行動の指針を示した「野村グループ行動規範」を策定し、野村グループの役職員は毎年1回、この行動規範の遵守を宣誓することとしております。過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする日である毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」に、適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うとともに、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。

当社は、行動規範の浸透ならびにコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について議論・審議する場として野村グループ・コンダクト委員会を設けるとともに、管理の枠組みとして「野村グループ・コンダクト・プログラム」を策定しています。また、「野村グループ・コンダクト・リスク管理規程」および「グループ・コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、三線管理の考えのもと、第一線、第二線、第三線の役割を明確に定め、実効的な体制整備を進めております。第一線の各部門にシニア・コンダクト・オフィサーを設け、部門の状況に応じたコンダクト・リスク管理を進めています。そして、第二線であるコンプライアンス部門においては、野村グループのコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を整備してその実効性を維持する責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任するとともに、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けております。コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、各社および海外地域のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理態勢の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備・維持を図っております。

当社の設置する「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン」では、匿名での情報提供を可能とし、情報提供に関する秘密が厳守される体制を確保しております。情報提供における匿名性の確保を強化するため、専門の外部業者が提供する外部通報窓口も導入しております。

当社では「野村グループ行動規範」において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、贈収賄・腐敗行為、反社会的勢力との取引について高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、AML/CFT）にかかるグローバルな方針として「野村グループ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針」を制定し、各地域・グループ会社で遵守すべき原則および基準を規定しています。

野村グループでは、AML/CFT管理態勢を構築・維持する責任者としてグループAML/CFT統括責任者を選任しており、グループAML/CFT統括責任者を補佐する金融犯罪対策部を設置しております。さらに野村グループ各社にはAML/CFT管理態勢に責任を負うマネー・ローンダリング対策コンプライアンス・オフィサーを設置しています。

また、贈収賄・腐敗行為防止にかかるグローバルな方針として「野村グループ贈収賄・腐敗行為防止方針」を制定し、コンプライアンス統括責任者が贈収賄・腐敗行為防止態勢の構築に責任を負い、それを金融犯罪対策部が補佐することとしております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況についてグループ・リスク管理委員会に報告する。グループ・リスク管理委員会においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、リスク管理に関する重要事項について、定期的、かつ適時にリスク委員会に対して報告し、一定の事項について同意を得るものとする。
- (5) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類および水準をリスク・アペタイトとして定めております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行にかかる種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けたグループ・リスク管理委員会が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。野村グループ各社においては、同規程に基づき、危機管理責任者が選任され、各社の危機管理の基本方針を定め、危機管理対策を審議しております。さらに当社は、グループ危機管理委員会を設置し、国内、海外における有事の際の業務継続対応をはじめ、グローバル・ベースでの危機管理態勢の整備を進めております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されます。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。

- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ②コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備運用状況
 - ③リスク管理状況
 - ④四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議または野村グループ・コンダクト委員会に対しても報告を行う。経営会議または野村グループ・コンダクト委員会は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスおよびコンダクトに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に對して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。
- (4) 経営会議は、各部門の事業計画および予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、グループ・リスク管理委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3ヵ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社では、重要な文書について、いずれも関係法令および関連する社内規定ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示にかかる関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針のもと情報開示委員会を設置し、当社の開示方針内容等について審議・決定しております。

6. 内部統制委員会

当社は、業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、執行の代表者ならびに監査委員会が選定する監査委員および取締役会が選定する取締役を委員とする内部統制委員会を設置し、野村グループの業務に係る内部統制、監査活動およびリスク管理等に関する重要事項を審議する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

内部統制委員会には、代表執行役社長および代表執行役副社長をはじめとする執行役、執行役員に加え、監査委員会が選定する監査委員として監査委員長、取締役会が選定する取締役として常勤監査委員が出席しております。

内部統制委員会では、グループ全体にわたる企業行動の適正化の促進、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保および適時・適切な情報開示の促進といった観点から、内部統制システムの強化・充実にかかる重要事項を幅広く審議しており、当期は、オペレーショナル・レジリエンス（システム障害、サイバー攻撃、自然災害等が発生しても、重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力）にかかる対応、四半期開示制度改正に伴う当社への影響とその対応などについて審議がなされました。

内部統制委員会では、必要に応じて業務執行から独立した内部監査部門からも内部監査の実施に基づく課題認識等の報告を受けしており、審議内容は取締役会に対して定期的に報告されています。

〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

(1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。

(2) 執行役は、Ⅰ～Ⅲに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告にかかる内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

③ 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産―関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産―その他に計上しております。野村は経済的持分の39.6%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産―その他および、収益―その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス―投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。投資会社子会社が保有する持分投資および負債投資はプライベートエクイティ・デット投資に計上しております。

〔連結〕

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベートエクイティ・デット投資

プライベートエクイティ・デット投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産－のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権の現在予想信用損失に対する引当金を編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）に従って計上しております。現在予想信用損失は、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む、キャッシュ・フローの回収可能性に関する利用可能で、かつ、裏付け可能なすべての情報を考慮して、対象となる金融債権の予想残存期間にわたり、個別に、またはポートフォリオごとに計算されます。現在予想信用損失の計算にあたり、未収利息は金融商品の償却原価から控除しております。現在予想信用損失を決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠しております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10％）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。また、投資持分証券の株価変動リスクを管理するため、特定のトレーディング負債を保有しております。

〔連結〕

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的その他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社はグループ通算制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が2023年4月1日以降において適用した新しい会計基準の要約および連結財務諸表への影響は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
ASU第2022-02号「金融商品-信用損失：不良債権のリストラックチャリングおよび年度別開示」	- 不良債権の認識および測定について特定の規定が削除されます。条件変更により新しい債権を計上するか、既存の債権を継続させるかの判断について適用する単一の指針を提供します。 - 条件変更後の債権にかかる信用損失の測定方法は割引キャッシュ・フロー法またはその他の調整可能な方法が要求されていましたが、当該規定は削除され、実効金利を使用した測定が要求されます。 - 債権者に対し、債務者の財政的困難に起因した貸し付け条件の譲歩や金利の引き下げ、重要な支払いの遅延や支払期限の延長に関する開示要求を拡大します。 - 公開企業の債権者に対し、金融債権およびリース債権に関する当期の償却額について債権の組成年度（すなわち、ヴェンテージイヤー）別の開示要件を強化します。	野村は当該変更について2023年4月1日から将来に向かって適用しました。	適用による重要な影響はありませんでした。

2024年4月1日より適用予定の自発的な会計方針の変更

2024年4月1日より、野村は編纂書940「金融サービス-ブローカー・ディーラー」（以下「編纂書940」）の当社およびその連結子会社への適用方法にかかる会計方針の変更を予定しております。2024年3月31日以前において、編纂書940は、野村の連結財務諸表に含まれる全ての連結子会社に適用されていましたが、2024年4月1日より、当社およびブローカー・ディーラーではない連結子会社（以下「非ブローカー・ディーラー会社」）は編纂書940を適用しません。

当該会計方針の変更は、主に野村の銀行ビジネスおよびインベストメント・マネジメントビジネスの拡大が見込まれることを受け、非ブローカー・ディーラー会社が新たに購入するトレーディング目的以外の負債証券を、編纂書320「投資-負債証券」において定義される満期保有証券または売却可能証券に分類することを将来に向かって可能とするものです。満期保有証券に分類されるトレーディング目的以外の負債証券は、非ブローカー・ディーラー会社が満期まで保有する能力と意思を持つ負債証券であり、償却原価で測定され、売却可能証券に分類されるトレーディング目的以外の負債証券は公正価値で測定され、公正価値の変動額は連結貸借対照表において法人税控除後の金額で、当社株主資本の構成要素の1つである累積的その他の包括利益に計上されます。

この新たな会計方針を遡及適用することは、トレーディング目的以外の負債証券への当初の分類など過年度の会計上の判断を仮定することが必要であり実務上不可能であるため、当社は当該会計方針を2024年4月1日から将来に向かって適用します。

当該会計方針の変更に際し、非ブローカー・ディーラー会社が保有する既存のトレーディング目的の貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券については、2024年4月1日をもって公正価値オプションを選択し、引き続き公正価値で評価の上、公正価値の変動額を損益に計上します。また、新たに組成または購入したトレーディング目的の貸付金についても、同様に公正価値オプションを選択します。当該貸付金は引き続き連結貸借対照表上トレーディング資産に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上トレーディング損益に表示されます。

当該会計方針の変更により、2024年4月1日以降に非ブローカー・ディーラー会社が新たに取得するトレーディング目的以外の負債証券が満期保有証券または売却可能証券に分類された場合、減損損失を認識する場合を除き、当該負債証券の公正価値の変動は損益に計上されないこととなります。

〔連結〕

〔収益認識に関する注記〕

12. 顧客に提供したサービスから得た収益

サービスの種類ごとの収益

次の表は、連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

	(単位：百万円)
委託・投信募集手数料	364,095
投資銀行業務手数料	173,265
アセットマネジメント業務手数料	310,154
その他	48,971
合計	896,485

連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しております。投資銀行業務手数料は、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービスから発生しております。アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務サービスから発生しております。

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることとなります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
		関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます

引受および売出業務サービス	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	
	顧客向けローンシンジケート業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
アセットマネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	
	カストディヤや事務サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
		カストディヤや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

当連結会計年度末における、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）の対象範囲に含まれる顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高は以下のとおりです。なお、当連結会計年度末における契約資産の残高は重要ではありません。

顧客との契約から生じた受取債権	101,668百万円
契約負債 ⁽¹⁾	6,073百万円

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

なお、前連結会計年度末の契約負債の残高は、当連結会計年度に収益として認識されます。前連結会計年度に充足済みの履行義務に基づき、当連結会計年度に3,347百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分した取引価格は1,135百万円です。なお、編纂書606の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の残存部分に関する開示は行っていないため、上記に含まれておりません。

〔連結〕

〔会計上の見積りに関する注記〕

13. 会計上の重要な見積り

下表は、重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定と判断、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について要約したものです。

重要な会計方針	重要な会計上の 見積もり	経営者による重要な主観的仮定または判断	当連結会計年度における見積 もりおよび仮定の変更の影響
金融商品の公正 価値	金融商品の公正 価値の見積もり	野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されており、野村の連結財務諸表において重要な残高を構成しております。それらの金融商品は観察可能な市場価格で評価されるもののほか、評価モデルや仮定等を使用して評価されるものもあり、その場合評価方法やモデルの選択には判断が含まれます。上記は、特定の金融商品にかかる実現および未実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。	当社の評価手法および公正 価値の階層における金融商 品の分類に関する方針につ いては、注記18 「金融商 品」を参照してください。
注記18 「金融 商品」		適切な評価手法の選択 ・ 活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル1のインプットとして当該価格を使用します。 ・ このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル2もしくは3のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の評価に重要な判断が含まれます。評価手法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況や市場、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 レベル3インプットの重要性 ・ 市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル3の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。 ・ これらの金融商品の公正価値は、流動性、経済環境および特定の金融商品に影響を与えるリスクに対する認識を含む、市場参加者が価格を決定する際に使用する仮定についての経営者の判断に基づいて決定されます。	

〔連結貸借対照表に関する注記〕

14. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 6,892,311百万円

投資持分証券に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 247百万円

関連会社に対する投資および貸付金に含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 6,929百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 4,085,461百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 2,331,087百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を20,401百万円差し入れております。

15. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して

〔連結〕

保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは4,324億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は1億円でした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は2,526億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは2,272億円となっております。2024年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は6兆7,472億円となっており、これらの大半は国債・地方債、および政府系機関債です。また、2024年3月31日現在で野村はこれらの特別目的事業体に対して1,600億円の持分を当初から継続的に保有しており、当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は234億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

16. 偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2024年3月31日現在、未解決の訴訟その他の法的手続きのうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債は21,177百万円であり、連結貸借対照表上、その他の負債に計上しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2024年5月16日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約370億円であると見積もっています。

〔連結〕

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとして、当社の英国子会社であるIBJノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ（UK）PLC（2000年より清算手続き中。以下「IBJN」）に対して、イタリア株式の配当金に関して、同租税局による支払い請求がなされていました。2019年6月、イタリア最高裁判所は同租税局の主張を認め、IBJNに対し、IBJNが受領した還付金およびこれに対する経過利息として合計約38百万ユーロならびに金利を支払うべき旨の判決を言い渡しました。IBJNは2023年イタリア予算法に基づく租税特赦制度の適用を申請しました。この制度では、納税者が未決済の一定の租税について、元本のみを納付すればよいこととなっております。2023年10月、IBJNは元本額を支払い、租税特赦制度の適用を受けた結果、経過利息等の支払いが免除されました。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）に支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約34百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内

容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、2005年から2007年にかけて発行された一部のRMBSにつき、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として、2011年から2014年にかけて、証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続きニューヨーク州裁判所に係属中であり、証拠手続きが終了しました。当社は裁判外でこれらの紛争解決の可能性を模索しております。5信託に関する訴訟について和解契約を締結し、訴訟は終結しました。残る2信託については、証券保有者による和解契約の決議が完了しており、裁判所による和解契約の承認手続きが行われております。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、MPSの元役員2名およびNIPに対して、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引（以下「当該デリバティブ取引」）を行わせ、またNIPがMPS元役員の違法行為に加担したとして、イタリアの裁判所に訴えを提起しました。また、NIPおよびMPSによる関連する訴えが英国の裁判所に提起されました。2015年9月、NIPは、その法的責任は認めない形で、MPSとの間で、MPSからNIPに支払われる金額を減額したうえで当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結し、MPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を発出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および元職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。またこれに付随する手続きとして、MPSの株主から民事上の損害賠償請求が行われました。

2019年11月8日、ミラノ刑事裁判所は、NIPの元役員および元職員を不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とし、使用者であるNIPに対しても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡しました。また2020年5月12日付で、裁判所から、判決理由等の記載された判決書が交付されました。当該判決について、NIPはミラノ控訴裁

〔連結〕

判所に対し控訴しました。2022年5月6日、ミラノ控訴裁判所は原判決を破棄し、NIPの元役員および元職員を無罪とし、NIPについても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する内容の原判決を取り消す内容の判決を言い渡しました。判決書は、裁判所から2022年10月3日に交付されました。2022年11月、検察側が最高裁判所に対し上告しました。2023年10月11日、最高裁判所は検察側の上告を棄却しました。これにより、控訴裁判所での無罪判決が確定しました。

上記のほか、NIPは当該デリバティブ取引にかかる以下に記載の事案を含む民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与していません。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Virmont S.A.（旧Alken Luxembourg S.A.）（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは約434百万ユーロおよび金利の損害賠償を請求しています。2021年7月、裁判所はAlkenの請求を棄却しました。2022年2月、Alkenはミラノ控訴裁判所に控訴しました。2023年11月、ミラノ控訴裁判所はAlkenからの控訴を棄却しました。2024年1月、Alkenはこの判決に対し、イタリア最高裁判所に上告しました。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償を請求しています。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しています。

2021年5月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関連して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。2021年8月、NIPおよび当社は、この決定に対し不服申立を行いました。当該課徴金については不服申立を行う場合でも支払が求められることから、暫定的に支払を行っております。

NIPおよび当社の米国子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起さ

れた集団訴訟の被告となっていました。その後、NSIについては訴えが取り下げられています。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引に関連して、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しました。2021年2月1日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員1名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

米国証券取引委員会（以下「SEC」）および米国司法省（以下「DOJ」）は、流通市場における住宅用不動産ローン担保証券取引におけるNSIの元職員数名の行為に対し、調査を実施しました。2019年7月、NSIはSECとの間で和解契約を締結し、SECによる調査は終結しました。2023年8月、NSIはDOJとの間で35百万米ドルの民事制裁金および影響を受けた顧客へ約0.8百万米ドルの賠償金を支払う内容で不起訴合意契約を締結し、DOJによる調査も終結しました。

2017年9月および2017年11月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めました。台北地方裁判所は2023年10月13日付判決において、FTシンジケート団銀行の請求を全面的に棄却しました。2023年11月、FTシンジケート団銀行8行のうち7行（First Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd. およびBank of Taiwan）は台湾高等法院（高等裁判所）に控訴し、当該訴訟は2024年2月から同裁判所にて係属中です。約63百万ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。2023年4月、野村グループのフランクフルトのオフィスに対し、検察による搜索が実施されました。特定のドイツ株について、上記以外の取引も捜査対象となっているものと思料されます。今後野村グループおよび元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

2022年8月以降、当社のインド子会社であるNomura Financial Advisory and Securities (India) Private Limited（以下「NFASI」）は、ボンベイ高等裁判所に同社を含む複数の被告とともに提起された3件の訴訟について送達を受けました。いずれの訴訟も同じ株式売却に関するものであり、原告らの株式売却について、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーを務めてい

〔連結〕

した。原告らは、NFAFIがファイナンシャル・アドバイザーとしての義務を履行しなかった等と主張しています。請求額は、合計約28億インドルピーおよび金利です。

2024年1月、NIPは、イタリアの会計検査院の検察官より通知を受領しました。当該通知は、NIPがイタリアの顧客との間で2005年に締結したアドバイザリー契約について実施された調査の結果をまとめたものであり、NIPが顧客に対し損害を生じさせたとの主張がされています。今後、検察官により損害賠償を求める民事訴訟が提起される可能性があります。

17. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	613,663,415百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	3,561,640百万円
(1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は11,286,872百万円であります。 (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は20,029,630百万円であり、その帳簿価額（資産）は244,328百万円であります。 (3) 主に特定のスポンサード・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を実質的に有しております。	

〔金融商品に関する注記〕

18. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

〔連結〕

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合加盟各国政府および英国政府（以下「EU & U.K.」）およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットिंग契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して6,184億円であります。

	(単位：億円)				
	2024年3月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	20,996	31,394	14,696	15,229	82,315

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末2,478億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2024年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

2024年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベ ートエクイティ・デット投資 ⁽²⁾⁽³⁾					
現物取引	89,204	86,840	4,701	－	180,745
デリバティブ取引	218	210,680	2,486	△198,148	15,236
貸付金および受取債権 ⁽⁴⁾	21	18,078	2,911	－	21,010
担保付契約 ⁽⁵⁾	－	4,540	124	－	4,664
その他の資産 ⁽²⁾	4,825	2,610	2,741	－	10,176
合計	94,268	322,748	12,963	△198,148	231,831
負債：					
トレーディング負債					
現物取引	80,886	8,540	9	－	89,435
デリバティブ取引	214	208,365	2,551	△191,659	19,471
短期借入 ⁽⁶⁾	－	6,281	230	－	6,511
支払債務および受入預金 ⁽⁷⁾	－	1,675	152	－	1,827
担保付調達 ⁽⁵⁾	－	9,782	－	－	9,782
長期借入 ⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	215	56,273	4,738	－	61,226
その他の負債 ⁽¹⁰⁾	2,833	662	439	－	3,934
合計	84,148	291,578	8,119	△191,659	192,186

(1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。

(2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資に587億円、その他の資産に31億円含まれています。

(3) プライベートエクイティ・デット投資は持分または他の劣後資本（メザニンローン等）の非上場商品であります。公正価値オプションを選択していません。

(4) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。

(5) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。

(6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。

(7) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。

(8) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。

(9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

(10) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

〔連結〕

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しております。2024年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は12兆4,521億円、その公正価値または見積公正価値の金額は12兆4,776億円となっております。

長期借入の満期年限別金額

2024年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2025年3月期	11,465
2026年3月期	21,483
2027年3月期	12,260
2028年3月期	9,424
2029年3月期	13,229
2030年3月期以降	51,404
小計	119,264
譲渡取消による担保付借入	5,257
合計	124,521

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

〔連結〕

〔1 株当たり情報に関する注記〕

19. 1 株当たり情報

1 株当たり株主資本 ⁽¹⁾	1,127.72円
基本的 1 株当たり当期純利益 ⁽²⁾	54.97円

(1) 1 株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。

(2) 基本的 1 株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

〔その他注記〕

20. 重要な後発事象

譲渡制限株式ユニットおよび業績連動型株式ユニット

2024年5月16日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は49,784,400個（49,784,400株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

2024年5月16日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。付与されるPSUの基準株数は782,100株であり、支給率150%を適用した場合の株数は1,173,200株です。PSUとは、付与から3年後に、対象者に対し、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSUおよびPSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

④ 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。
記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

〔単体〕

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、サービスの享受者の収入に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、均等にその他の売上高として収益認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 84,059百万円

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	5,274,209百万円
短期金銭債務	2,389,654百万円
長期金銭債権	2,247,549百万円
長期金銭債務	1,134,669百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 44,449百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等9,884百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 414,500百万円

〔単体〕

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	1,806,390百万円
ノムラ・インターナショナル・ ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,254,064百万円(2)
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	932,013百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	763,006百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・ プロダクツInc.	デリバティブ	678,354百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	411,451百万円(3)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	381,874百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	223,936百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	借入・社債・レポ取引	159,367百万円
その他		344,544百万円(3)

- (1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。
- (2) ノムラ・インターナショナル・（ホンコン）LIMITEDと連帯して保証する債務を含んでおります。
- (3) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

6. 担保に供している資産

定期預金	2,944百万円
------	----------

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	
営業収益	539,053百万円
営業費用	208,664百万円
営業取引以外の取引高	5,183百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	3,233,562,601	－	70,000,000	3,163,562,601

2. 自己株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	229,510,828	80,617,143	117,695,807	192,432,164

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

市場買付にともなう増加	80,592,100株
単元未満株式の買取請求にともなう増加	25,043株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使や譲渡制限株式ユニットの割当にともなう減少	47,695,273株
単元未満株式の買増しにともなう減少	534株
自己株式の消却にともなう減少	70,000,000株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数	名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
第71回	2016.6.7	普通株式	185,300株	第84回	2017.11.17	普通株式	1,805,200株
第76回	2017.6.9	普通株式	151,900株	第85回	2018.11.20	普通株式	1,728,200株
第77回	2017.6.9	普通株式	553,600株				
第78回	2017.6.9	普通株式	142,800株				
第79回	2017.6.9	普通株式	177,700株				
第80回	2017.6.9	普通株式	47,000株				

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月26日 取締役会	普通株式	36,049	12.00	2023年3月31日	2023年6月1日
2023年10月27日 取締役会	普通株式	24,115	8.00	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年4月26日 取締役会	普通株式	44,567	15.00	2024年3月31日	2024年6月3日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および負債の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	137,653百万円
繰延ヘッジ損益	65,544百万円
地方税繰越欠損金	7,632百万円
固定資産評価減	2,441百万円
その他	3,139百万円
繰延税金資産小計	216,409百万円
評価性引当額	△119,315百万円
繰延税金資産合計	97,094百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,503百万円
デリバティブ	△1,629百万円
繰延ヘッジ損益	△2,499百万円
その他	△404百万円
繰延税金負債合計	△13,035百万円
繰延税金資産の純額	84,059百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

〔単体〕

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村證券株式会社	(所有) 直接 100%	諸設備の提供 資金の貸付 資金の借入 情報システム に関する業務 委託 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	97,954	未収収益	19,699	(注 1)
				商標利用料の受取	45,920	未収収益	5,179	(注 2)
				資金の貸付	83,931	短期貸付金	133,000	(注 3)
				利息の受取	6,888	未収収益	871	(注 4)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期貸付金	470,000	
				資金の貸付	470,000	－	－	(注 5)
				コミットメントライン設定料の受入	461	－	－	
				デリバティブ契約にかかる担保金差入	196,408	差入保証金	204,004	(注 6)
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	情報処理システム 開発料等の支払	10,036	未払費用	929	(注 7)
				債務保証	1,174,457	－	－	
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	債務保証	保証料の受入	823	未収収益	772	(注 8)
				債務保証	1,254,064	－	－	
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	債務保証	保証料の受入	594	未収収益	603	(注 8)
				資金の貸付 役員の兼任	3,254,758	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	2,936,356 648,932	(注 3)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	128,399	未収収益	25,433	
				資金の貸付 役員の兼任	59,724	短期貸付金	151,360	(注 9)
子会社	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	(所有) 間接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取	388	未収収益	89	
				資金の貸付	1,419,689	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	1,281,476 180,421	(注 3)
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	(所有) 間接 100%	資金の貸付 債務保証	利息の受取	46,455	未収収益	7,288	
				債務保証	159,367	－	－	
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	保証料の受入	208	未収収益	209	(注 8)
				債務保証	223,936	－	－	
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	保証料の受入	87	未収収益	87	(注 8)
				債務保証	381,874	－	－	
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	保証料の受入	179	未収収益	183	(注 8)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	1,204,823	短期借入金	1,465,600	(注10)
				利息の支払	8,955	未払費用	1,016	
				債務保証	932,013	－	－	(注8)
				保証料の受入	511	未収収益	514	
子会社	野村グローバル・ファイナンス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	1,369,021	短期借入金	794,000	(注10)
				利息の支払	38,073	未払費用	915,648	
				債務保証	1,806,390	－	－	(注8)
				保証料の受入	751	未収収益	752	
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンス・プロダクツ Inc.	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証	678,354	－	－	(注8)
				保証料の受入	721	未収収益	700	
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	485,013	関係会社 長期貸付金	508,570	(注3)
				利息の受取	33,997	未収収益	2,408	
子会社	野村ファイナンス・プロダクツ・サービス株式会 社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	202,460	短期貸付金	159,000	(注3) (注4)
				利息の受取	19,269	未収収益	1,454	
				劣後特約付コミットメントラインの設定	400,000	関係会社 長期貸付金	349,310	(注5)
				資金の貸付	301,766	－	－	
子会社	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	106,012	短期貸付金	102,100	(注3)
				利息の受取	821	未収収益	54	
子会社	野村キャピタル・インベストメント株式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付	18,746	短期貸付金	123,700	(注3)
				利息の受取	106	未収収益	44	
関連 会社	株式会社野村総合研究所	直接 19.1%	システムソリュー ションサービス コンサルティン グ・ナレッジサー ビスの購入	情報処理システム利用料等の支払	34,534	－	－	(注11)
		(所有) 間接 3.9%		ソフトウェア等の購入	9,975	未払金	4,215	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 取引条件につきましては、「重要な会計方針」8.収益および費用の計上基準に記載しております。
3. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 取引金額および期末残高から注5.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
5. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
6. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお期末残高は、流動資産その他に含まれております。
7. 情報処理システム開発料につきましては、子会社の原価を基準として取引ごとに合理的に決定しております。
8. 債務保証の内容については、「[貸借対照表に関する注記] 5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
9. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお米国債を担保とした、リバースレオ取引です。
10. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
11. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価を勘案し、取引ごとに決定しております。
12. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔単体〕

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	855円20銭
1株当たり当期純利益	30円01銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2024年5月16日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は49,784,400個（49,784,400株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

(業績連動型株式ユニットの付与)

2024年5月16日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。付与されるPSUの基準株数は782,100株であり、支給率150%を適用した場合の株数は1,173,200株です。PSUとは、付与から3年後に、対象者に対し、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。